⑿　不起訴事案等に関する適切な情報提供

ア　不起訴記録を保存する各検察庁に対し、不起訴記録（医療観察の申立てをした事件を含む。）の弾力的開示について引き続き周知徹底を図る。また、不起訴記録の開示対象の拡大についても、被害者保護の要請に配慮しつつ、引き続き適切な対応に努める。【法務省】（３―18）

イ　検察官が、不起訴処分（医療観察の申立てをした事件を含む。）について、犯罪被害者等の要望を踏まえ、関係者の名誉・プライバシー等の保護の要請等に配慮しながら、事前又は事後に、処分の内容及び理由並びに犯罪被害者等の支援に関する制度について十分な説明を行うよう、引き続き、検察庁に対する周知に努める。【法務省】（３―19）

⒀　公判前整理手続への関与の在り方の検討

犯罪被害者等又はその代理人弁護士が公判前整理手続等への在席を特に希望する場合であって、その理由、犯罪被害者等又はその代理人弁護士が公判前整理手続等に在席することの弊害の有無・程度、弁護人の意見等を考慮して相当と認めるときは、係属裁判所に対し、犯罪被害者等又はその代理人弁護士の希望を適切に伝えるなどの配慮をするように努める。

そのほか、犯罪被害者等のニーズを踏まえ、公判前整理手続の趣旨等にも留意しつつ、現行の刑事訴訟制度の基本構造に反しない範囲で犯罪被害者等又はその代理人弁護士による公判前整理手続への関与の在り方について、制度と運用の両面から多角的な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【法務省】（３―20）

⒁　国民に分かりやすい訴訟活動

視覚的な工夫を取り入れた国民に分かりやすい訴訟活動を行うように努める。【法務省】（３―21）

⒂　公判への出廷等における犯罪被害者等への配慮

ア　犯罪被害者等に裁判への出廷を求める場合には、その心身の状態や発達の程度に十分に配意し、二次的被害を防止するように努める。【法務省】（３―22）

イ　情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和７年法律第39号）に基づき令和８年度中に可能となるビデオリンク方式による被害者参加を含め、裁判手続における犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるように努める。【法務省】（３―23）

⒃　被害者参加制度の対象犯罪の拡大の要否・可否等についての多角的検討

被害者参加制度の対象犯罪を拡大することに関する犯罪被害者等の要望があることを踏まえ、現行の対象犯罪が定められた趣旨との整合性、非対象事件の犯罪被害者等との間の均衡等の課題があることも考慮して、被害者参加制度の対象犯罪の拡大の要否・可否等について多角的な検討を行う。【法務省】（３―24）

⒄　傍聴時のプライバシー等への配慮

犯罪被害者等が公判を傍聴する場合に、事案の性質によっては、一般の傍聴人と共に傍聴したり、被告人から自身の姿が見える状態で傍聴したりすることが心理的に困難であること等から傍聴へのハードルが高いとの意見や、犯罪被害者等がビデオリンク方式で公判を傍聴することを認めることができないかとの意見がある。このような犯罪被害者等のニーズを踏まえ、犯罪被害者等のプライバシー等に配慮した公判の傍聴の方法について、いわゆる優先傍聴の在り方、犯罪被害者等がビデオリンク方式により公判を傍聴することやその具体的方法、遮蔽措置の利用を含め、多角的な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【法務省】（３―25）

⒅　公判等に係る各種書面の交付、閲覧等

ア　冒頭陳述等の内容を記載した書面を犯罪被害者等に交付することについて周知徹底を図り、一層適正に運用されるようにする。【法務省】（３―26）

イ　損害賠償命令の申立てをすることができる犯罪被害者等から、起訴状記載の公訴事実等の内容を把握したいとの要望があった場合には、起訴状記載の公訴事実等の内容を記載した書面を交付することについて周知徹底を図り、一層適正に運用されるように努める。【法務省】（３―27）

ウ　犯罪被害者等から刑事事件の訴訟記録の閲覧・謄写の申出があり、相当と認められるときは、刑事事件の係属中であっても閲覧・謄写が可能である旨をパンフレット等により周知するとともに、同申出に対して適切に対応するように努める。また、刑事確定訴訟記録の閲覧に際して、犯罪被害者等に対し、被告人や証人等の住所を開示するか否かについては、裁判の公正を担保する必要性と一般公開により生じるおそれのある弊害等を比較衡量してその許否を判断すべきものであるところ、犯罪被害者等保護の要請に配慮しつつ、適切な対応に努める。【法務省】（３―28）

⒆　上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等

被害者がいる犯罪について、判決に対する上訴の可否を検討する際、事案の内容等を勘案しつつ、犯罪被害者等から意見聴取等を行うなど、適切に対応するように努める。【法務省】（３―29）

⒇　少年保護事件に関する意見聴取等に関する各種制度の周知

少年保護事件に関する意見聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知に関する各種制度について周知を徹底する。【法務省】（３―30）

(21)　少年審判の傍聴制度の周知及び充実

少年法の一部を改正する法律（平成20年法律第71号）により導入された、一定の重大事件の犯罪被害者等が少年審判を傍聴することができる制度等について、パンフレット等による周知を徹底する。また、犯罪被害者等がビデオリンク方式により少年審判を傍聴すること及び犯罪被害者等から委託を受けた弁護士が少年審判を傍聴することといった、少年審判の傍聴制度の充実について、少年法の制度趣旨等も踏まえた上で、多角的な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【法務省】（３―31）

(22)　医療観察審判の傍聴制度の充実

医療観察法においては、犯罪被害者等の関心に応えるため、裁判所が個々の事案に応じ、犯罪被害者等の審判期日における審判の傍聴を許すことができるとされているところ（医療観察法第47条第１項）、検察官が医療観察の申立てをした事件について、犯罪被害者等から医療観察審判の傍聴の意向が示されるなどした場合は、必要に応じて、手続を主宰する裁判所に犯罪被害者等の意向を適切に伝えるなどの配慮をするように努める。また、犯罪被害者等が傍聴する際の付添いやビデオリンク方式による傍聴、犯罪被害者等から委託を受けた弁護士による傍聴といった、医療観察審判の傍聴制度の充実について、医療観察法の制度趣旨等も踏まえた上で、多角的な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【法務省】（３―32）

２　加害者の処遇段階における関与等に関する施策

⑴　被害者等通知制度の適切な運用等

加害者の処遇状況等に関する事項の情報提供について、被害者等通知制度を適切に運用する。なお、情報提供の内容については、加害者の個人情報保護の観点も踏まえた上で必要な検討を行う。【法務省】（３―33）

⑵　受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用

受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受が、犯罪被害者等の要望に応じ、法令に基づいて引き続き適切に運用されるよう努める。【法務省】（３―34）

⑶　「被害者の視点を取り入れた教育」の効果検証及び改善指導・矯正教育の一層の充実

犯罪被害者等の心情等への理解を深めさせ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導を含めた改善指導・矯正教育の一層の充実に努めるとともに、「被害者の視点を取り入れた教育」についての効果検証を実施し、その結果を踏まえて同指導の効果的な実施に必要な改善につなげる。【法務省】（３―35）